

更新業務全般に関して

【質問】

供用時期は公表されていますが、変更となる可能性が高いものは、図面を提出しなくてもいいですか

【回答】

変更となる可能性があっても、現在公表されている供用時期が、令和6年度～令和8年度までの期間であれば、図面の提出は必要です。供用時期の変更があった場合は、次年度（令和7年）の「デジタル道路地図更新のための資料収集リスト」の更新時に訂正していただければ結構です。